

笛吹市消費生活センターを

ご利用下さい！



消費生活センターは何をすることで？

消費生活に関する契約上のトラブルに対して相談に応じ、解決のための助言や、各種情報の提供をしたり、必要に応じて話し合いなどの支援をするための笛吹市民(個人)を対象とした消費生活の相談窓口です。

啓発活動もしています

相談以外にも、地域の皆様のもとに出向き出張講座を行っています。若者から高齢者まで、それぞれのニーズに合わせた消費生活や暮らしに役に立つ知識、悪質商法の手口と被害にあった場合の対処方と、早期解決のためのポイントを分かりやすくお話しします。講師は当センターの相談員です。



今、多い消費者トラブルは？

全体的に IT を介した取引から生じるトラブルが多いです。通販サイトの定期購入・サブスクリプションから、若年者は SNS から自己啓発セミナーや副業(マルチ・暗号資産などの投資)の被害、高齢者は不用品の買取や住宅の修理の保険金サポート契約、送りつけ商法、執拗な電話勧誘の被害があります。

相談受付時間 : 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時
(土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
※水曜日は相談の受付のみ

相談電話番号 : 055-261-0324

相談場所 : 笛吹市役所 市民窓口館3階 市民活動支援課内

来所相談を希望する場合は、お待たせすることを避けるため、事前の連絡をお願いします。

相談無料

お気軽にご相談下さい。